

令和 7 年 6 月 10 日

宮城県アイスホッケー連盟
国スポ選手選考委員会

第 80 回国民スポーツ大会冬季大会競技宮城県代表選手選考要項

1. 趣旨

この要項は、宮城県のアイスホッケー競技力の向上と、国民スポーツ大会開催基準要項（以下、「国スポ要項」という）及び国民スポーツ大会開催基準要項細則（以下、「国スポ細則」という）に基づく適正な本県代表選手の選考を行うために策定したものである。

2. 選考対象となる選手

選考対象となる選手は、以下の各号のすべてを満たし、選考対象選手に立候補した者とする。

（１）国スポ要項第 8 に基づく国スポ細則第 3 に定める参加資格及び年齢基準等を満たす者

【成年参加資格等の一部例示】

- ① 年齢基準：国スポ前年の 4 月 1 日現在、18 歳以上の者
- ② 所属都道府県 本県内に居住地若しくは勤務地を有する者、又は「ふるさと選手制度」による「ふるさと」登録をした者
※「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県をいう

【少年参加資格等の一部例示】

- ① 年齢基準 国スポ前年の 4 月 1 日現在、15 歳以上 18 歳未満の者
- ② 所属都道府県 本県内に居住地若しくは勤務地を有する者、又は学校の所在地が本県内にあること

※上記の例示の他、詳細は国スポ要項及び国スポ細則に定めるところによる

- （２）健康上競技に支障のない者
- （３）ドーピングをしていない、又はドーピング検査の要求を断らない者
- （４）宮城県を代表する選手として自覚と責任の持てる者
- （５）当連盟で定める選手選考大会又は予選大会に参加し、かつブロック大会（東北総スポ）に参加できる者
- （６）前号の各大会参加費用の一部を負担できる者（交通費等）

3. 選考対象選手への立候補

（１）選考対象選手に立候補しようとする者は、以下の方法によりその旨を届け出ること。

①立候補届：専用の申込フォーム（<https://forms.gle/Ji5Zk9yk5CrfmMJg8>）から入力する

②申込期限：令和 7 年 7 月 21 日（月）

③追加候補：立候補数が少ないなど選考に支障が生じる恐れがある場合は、立候補していない選手の中から、本人に承諾を得て国スポ選手選考委員会が候補を増やすことがある



4. 選手選考方法

代表選手は、第 2 に掲げる参加資格を満たし、選考対象として立候補した選手（追加候補を含む。以下、「候補選手」という）のうちから、成年、少年それぞれ以下により選考し決定する。

（1）成年

① 第一次選考

「第 80 回国スポ選手選考会」又は「第 57 回宮城県アイスホッケーリーグ戦兼第 80 回国民スポーツ大会アイスホッケー競技会宮城県予選会」に出場した候補選手のなかから、ゴールキーパーを含め 25 名を第一次選考選手として選考する

※ふるさと枠選手に該当する者が、都合により参加できない場合は、他の日程で選考する事も検討している。その場合、立候補届を提出する際に事務局に報告する事
その後、ブロック大会（東北総スポ）に出場する選手を決定する

② 第二次選考

第一次選考選手のうちブロック大会に出場した者のなかから、ゴールキーパーを含め 16 名を代表選手として選考する

（2）少年

① 第一次選考

「第 57 回宮城県アイスホッケーリーグ戦兼第 80 回国民スポーツ大会アイスホッケー競技会宮城県予選会」に出場した候補選手のなかから、ゴールキーパーを含め 25 名を第一次選考選手として選考する

その後、ブロック大会（東北総体）に出場する選手を決定する

② 第二次選考

第一次選考選手のうちブロック大会に出場した者のなかから、ゴールキーパーを含め 16 名を代表選手として選考する

（3）前二号の規定にかかわらず、一旦第一次選考選手又は代表選手として選考された者が、病気又は何らかの事故等により、ブロック大会又は国スポに参加できなくなった場合には、両大会の参加規定が認めるところにより、当該選手に替えて第一次選考の対象となった候補選手のなかから新たな選手を選考し、第一次選考選手又は代表選手として参加させることがある

5. 国スポ選手選考委員会

（1）第 4 に規定する選手選考は、国スポ選手選考委員会が行なう。

（2）国スポ選手選考委員会の委員は次の者とする。

（成年）

国 ス ポ 成 年 監 督
仙 台 ス ワ ン ズ 監 督
東 北 ア イ ア ン メ ン 監 督
東 北 学 院 大 学 監 督
東 北 大 学 監 督
東 北 福 祉 大 学 監 督

（少年）

国 ス ポ 少 年 監 督
国 ス ポ 少 年 コ ー チ